

景観法及び福島県景観条例に基づく届出の手引き

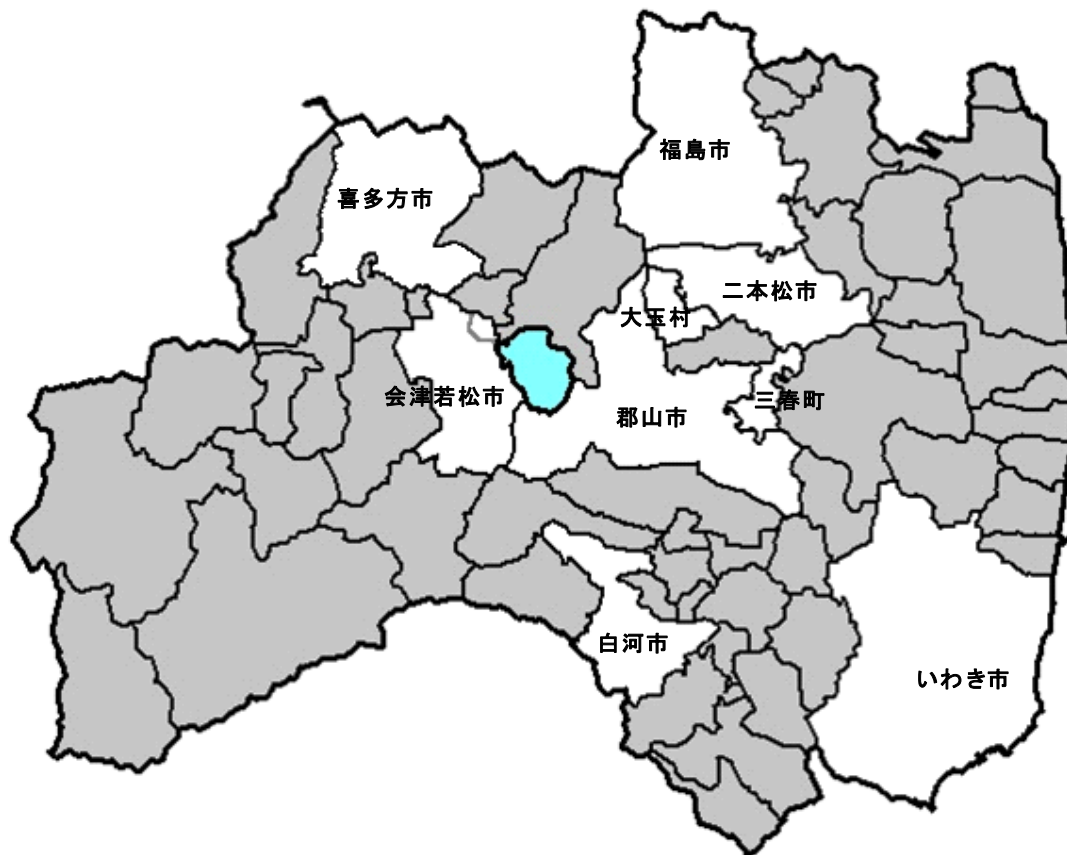
平成23年4月 改訂


福島県生活環境部環境評価景観室

1 届出が必要な行為及び規模

(1) 届出の必要な区域

ア 景観計画区域



 福島県景観計画区域

※) 景観計画区域は、景観行政団体である市町村（ただし、届出制度を有する景観に関する条例を施行していない市町村の区域を除く。）及び届出制度のある景観条例を施行している市町村を除く県土全域としています。

県の景観計画区域でない次の市町村の区域では、県への届出ではなく、それぞれの市町村の条例に基づき当該市町村に対して届出が必要となります。

(福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、喜多方市、二本松市、大玉村、三春町 H22.4.1 現在)

(2) 届出が必要な行為

ア 景観計画区域

(ア) 法第16条第1項第1号により届出が必要な行為

届出対象行為	届出を要する規模	事前協議を要する規模
建築物の新築又は移転	高さ13m超 又は 建築面積1,000㎡超	高さ31m超 又は 延べ面積15,000㎡超
建築物の増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	上記に掲げる規模の建築物において、当該行為に係る床面積又は面積の合計が10㎡超 若しくは 当該行為によって上記に掲げる規模となるもの	

(イ) 法第16条第1項第2号により届出が必要な行為

届出対象行為	届出を要する規模	事前協議を要する規模	
工作物の新設又は移転	① 擁壁、垣(生垣を除く。)、さく、塀その他これらに類するもの	高さ5m超	高さ31m超
	② 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(⑤に掲げるものを除く。)	高さ13m超	
	③ 煙突、排気塔その他これらに類するもの	高さ20m超	
	④ 電波塔、物見塔、風車その他これらに類するもの		
	⑤ 電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物	高さ13m超 又は 築造面積1,000㎡超	
	⑥ 高架水槽、冷却塔、パラポアンテナその他これらに類するもの		
	⑦ 観覧車、ジェットコースター、メーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設		
	⑧ コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設		
	⑨ 自動車の駐車の用に供する立体的な施設		
	⑩ 石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵施設		
	⑪ ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他これらに類する処理施設		
	⑫ 彫像、記念碑その他これらに類するもの		
工作物の増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	上記①から⑫までに掲げる規模の工作物において、当該行為に係る築造面積又は面積の合計が10㎡超 若しくは 当該行為によって上記に掲げる規模となるもの		

(ウ) 法第16条第1項第3号により届出が必要な行為

届出対象行為	届出を要する規模	事前協議を要する規模
開発行為(都市計画法第4条第12項に規定する開発行為)	面積3,000㎡超 又は 法面の高さ5m超かつ延長10m超	

(エ) 法第16条第1項第4号により届出が必要な行為

届出対象行為	届出を要する規模	事前協議を要する規模
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	面積3,000㎡超 又は 法面の高さ5m超かつ延長10m超	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	高さ3m超 又は 堆積の用に供される土地の面積500㎡超	
水面の埋立て又は干拓	面積3,000㎡超 又は 法面の高さ5m超かつ延長10m超	

イ 景観形成重点地域

(ア) 法第16条第1項第1号により届出が必要な行為

届出対象行為	届出を要する規模	事前協議を要する規模
建築物の新築、増築、改築又は移転	床面積の合計10㎡超	高さ13m超 又は 建築面積1,000㎡超
建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	当該行為に係る部分の面積の合計10㎡超	

(イ) 法第16条第1項第2号により届出が必要な行為

届出対象行為	届出を要する規模	事前協議を要する規模
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	①擁壁、垣(生垣を除く。)、さく、塀その他これらに類するもの	高さ13m超 又は 築造面積1,000㎡超
	②鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(⑤に掲げるものを除く。)	
③煙突、排気塔その他これらに類するもの	高さ5m超	
④電波塔、物見塔、風車その他これらに類するもの	高さ5m超 又は 築造面積10㎡超	
⑤電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物		
工作物の新設、増築、改築若しくは移転	⑥高架水槽、冷却塔、バラボランテナその他これらに類するもの ⑦観覧車、ジェットコースター、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設 ⑧コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設 ⑨自動車の駐車のために供する立体的な施設 ⑩石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵施設 ⑪ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他これらに類する処理施設 ⑫彫像、記念碑その他これらに類するもの	高さ5m超 又は 築造面積10㎡超
上記⑥から⑫までに掲げる工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	当該行為に係る面積の合計10㎡超	

(ウ) 法第16条第1項第3号により届出が必要な行為

届出対象行為	届出を要する規模	事前協議を要する規模
開発行為(都市計画法第4条第12項に規定する開発行為)	面積300㎡超 又は 法面の高さ1.5m超	

(エ) 法第16条第1項第4号により届出が必要な行為

届出対象行為	届出を要する規模	事前協議を要する規模
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	面積300㎡超 又は 法面の高さ1.5m超	
木竹の伐採	高さ10m超 又は 伐採面積300㎡超	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	高さ1.5m超 又は 堆積の用に供される土地の面積100㎡超	
水面の埋立て又は干拓	面積300㎡超 又は 法面の高さ1.5m超	

(3) 適用除外行為

届出が必要な行為で定める規模以下の行為のほか、次に掲げる行為については、法第16条第1項の規定による届出をすることを要しない。

ア 法第16条第7項第1号(通常管理行為、軽易な行為その他の行為)に掲げるもの

(ア) 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等

(イ) 仮設の工作物の建設等

(ウ) 次に掲げる木竹の伐採

① 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採

② 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

③ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

④ 仮植した木竹の伐採

⑤ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

(エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、次に掲げる行為

① 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

② 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの

i) 建築物の建築等

ii) 工作物(当該敷地に存する建築物に附属する物干場その他の国土交通省令で定める工作物を除く。)の建設等

iii) 木竹の伐採

iv) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積(国土交通省令で定める高さのものを除く。)

v) 特定照明

③ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの

i) 建築物の建築等

ii) 高さが1.5メートルを超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等

iii) 用排水施設(幅員が2メートル以下の用排水路を除く。)又は幅員が2メートルを超える農道若しくは林道の設置

iv) 土地の開墾

v) 森林の皆伐

vi) 水面の埋立て又は干拓

イ 法第16条第7項第2号から第10号までに掲げるもの

(ア) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

(イ) 景観重要建造物について、法第22条第1項の規定による許可を受けて行う行為

(ウ) 景観計画に法第8条第2項第5号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為

- (エ) 景観重要公共施設について、法第8条第2項第5号ハ(1)から(6)までに規定する許可(景観計画にその基準が定められているものに限る。)を受けて行う行為
- (オ) 法第55条第2項第1号の区域内の農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。)内において同法第15条の2第1項の許可を受けて行う同項に規定する開発行為
- (カ) 国立公園又は国定公園の区域内において、法第8条第2項第5号ホに規定する許可(景観計画にその基準が定められているものに限る。)を受けて行う行為
- (キ) 法第61条第1項の景観地区(次号において「景観地区」という。)内で行う建築物の建築等
- (ク) 景観計画に定められた工作物の建設等の制限のすべてについて法第72条第2項の景観地区工作物制限条例による制限が定められている場合における当該景観地区内で行う工作物の建設等
- (ケ) 地区計画等(都市計画法第4条第9項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。)の区域(地区整備計画(同法第12条の5第2項第3号に規定する地区整備計画をいう。以下同じ。)、特定建築物地区整備計画(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第32条第2項第2号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。以下同じ。)、防災街区整備地区整備計画(同項第3号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。以下同じ。)、沿道地区整備計画(幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和55年法律第34号)第9条第2項第2号に規定する沿道地区整備計画をいう。以下同じ。))又は集落地区整備計画(集落地域整備法(昭和62年法律第63号)第5条第3項に規定する集落地区整備計画をいう。以下同じ。))が定められている区域に限る。)内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為

ウ 法第16条第7項第11号に掲げるもの

- (ア) 政令で定める行為
 - ① 景観計画に定められた開発行為又は政令第21条各号に掲げる行為の制限のすべてについて法第73条第1項又は第75条第2項の規定に基づく条例で政令第22条第3号イ又はロ(政令第24条において準用する場合を含む。)の制限が定められている場合におけるこれらの条例の規定による許可又は協議に係る行為
 - ② 景観計画に定められた建築物の建築等又は工作物の建設等の制限のすべてについて法第75条第1項の規定に基づく条例で第23条第1項第1号の制限が定められている場合における当該準景観地区内で行う建築物の建築等又は工作物の建設等

- ③ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第43条第1項若しくは第125条第1項の許可若しくは同法第81条第1項の届出に係る行為、同法第167条第1項の通知に係る同項第6号の行為若しくは同法第168条第1項の同意に係る同項第1号の行為又は文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第4条第2項の許可若しくは同条第5項の協議に係る行為
- ④ 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第4条又は第5条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置

(イ) 条例で定める行為

- ① 法令に基づく許可、認可、認定又は届出に係る行為で、次に掲げるもの
 - i) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第10条第3項若しくは第6項（同法第16条第4項で準用する場合を含む。）又は第16条第3項の認可、同法第20条第3項、第21条第3項又は第22条第3項の許可、同法第33条第1項の規定による届出及び同法第39条第3項若しくは第6項（同法第41条第4項で準用する場合を含む。）又は第41条第3項の認定に係る行為
 - ii) 文化財保護法第43条の2第1項又は第127条第1項の規定による届出に係る行為
 - iii) 福島県立自然公園条例(昭和33年福島県条例第23号)第10条第3項又は第6項の認可、同条例第21条第3項の許可、同条例第31条第1項の規定による届出及び同条例第37条第3項又は第6項の認定に係る行為
 - iv) 福島県文化財保護条例(昭和45年福島県条例第43号)第11条第1項又は第27条第1項の許可及び同条例第9条第1項(同条例第28条で準用する場合を含む。)、第20条又は第21条第1項の規定による届出に係る行為
- ② 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積のうち、当該堆積をする日から起算して90日以内に除却することがあらかじめ確実であるもの
- ③ 仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- ④ 農林漁業を営むために行われる土地の開墾及び森林の皆伐
- ⑤ 専ら自己の居住の用に供する一戸建ての住宅の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

2 景観形成基準

- (1) 景観計画区域（景観形成重点地域を除く） 福島県景観計画 P14～P17 参照
 (2) 景観形成重点地域 福島県景観計画 P18～P23 参照

3 届出の手順

(1) 届出書の提出先

地方	行為を行う場所（市町村）	届出先
県北	伊達市、本宮市、桑折町、 国見町、川俣町	〒 960-8043 福島市中町 1-19（中町ビル6階） 県北地方振興局 県民環境部 県民生活課 TEL 024-521-0522
県中	須賀川市、田村市 鏡石町、天栄村、石川町、 玉川村、平田村、浅川町、 古殿町、小野町	〒 963-8540 郡山市麓山 1-1-1 県中地方振興局 県民環境部 県民生活課 TEL 024-935-1295
県南	西郷村、泉崎村、中島村、 矢吹町、棚倉町、矢祭町、 埴町、鮫川村	〒 961-0971 白河市昭和町 269 県南地方振興局 県民環境部 県民生活課 TEL 0248-23-1548
会津	北塩原村、西会津町、磐梯町、 猪苗代町、会津坂下町、湯川 村、柳津町、三島町、金山町、 昭和村、会津美里町、 磐梯山・猪苗代湖周辺景観形 成重点地域	〒 965-8501 会津若松市追手町 7-5 会津地方振興局 県民環境部 県民生活課 TEL0242-29-5295
南会津	下郷町、檜枝岐村、只見町、 南会津町	〒 967-0004 南会津郡南会津町田島字根小屋甲 4277-1 南会津地方振興局 県民環境部 県民環境 課 TEL0241-62-2062
相双	相馬市、南相馬市 広野町、檜葉町、富岡町、 川内村、大熊町、双葉町、 浪江町、葛尾村、新地町、 飯舘村	〒 975-0031 南相馬市原町区錦町 1-30 相双地方振興局 県民環境部 県民生活課 TEL0244-26-1144

※ 県の景観計画区域でない次の市町村の区域では、県への届出ではなく、それぞれの市町村の条例に基づき当該市町村に対して届出が必要となります。

（福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、喜多方市、二本松市、大玉村、三春町 H22.4.1 現在）

(2) 届出の時期

ア 当初届出及び設計又は施行方法の変更の届出

行為を行う30日前までに届出してください。法の規定により届出が受理された日から30日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手することができません（行為の着手の制限）。

しかし、届出に係る行為が良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれが無いと認められる場合、行為の着手の制限期間が短縮されます。

ただし、30日以内に変更命令に係る調査等が必要な場合は、最大90日間行為に着手することができないことがあります。

イ 行為をしようとする者の氏名若しくは住所に変更があったときの届出

変更があった場合、速やかに届出してください。

ウ 届出に係る行為を取りやめたときの届出

取りやめた場合、速やかに届出してください。

エ 行為を完了したときの届出

行為を完了した場合、速やかに届出してください。

(3) 届出部数

正本1部及び副本1部の計2部を提出してください。

ただし、行為の場所が複数の地方振興局の所管する地域に及ぶ場合、従たる地方振興局の数の部数を加えて提出してください。

(4) 行為の届出等に係る書類

ア 当初届出

(ア) 景観計画区域内における行為の届出書（様式第1号（規則第3条関係）、P18～P22参照）

(イ) 添付図書

① 同意書及び委任状

景観計画区域内における行為の届出書の正本に添付してください。

- ・地方振興局が行為地の市町村へ意見照会することに対する同意書（P27参照）
- ・届出者が届出に関する業務を委任する場合の委任状（P28参照）

② 別表（P12～P16参照）に掲げる図書

事前協議（P10及びP11参照）の際に提出した図書と同一の場合は、届出書「備考」欄にその旨を記載することにより、省略することができます。

イ 設計又は施行方法の変更の届出

(ア) 景観計画区域内における行為の変更届出書（様式第2号（規則第4条関係）、P23参照）

(イ) 添付図書

① 同意書及び委任状

景観計画区域内における行為の変更届出書の正本に添付してください。

- ・地方振興局が行為地の市町村へ意見照会することに対する同意書（P27参照）
- ・届出者が届出に関する業務を委任する場合の委任状（P28参照）

② 当初届出の添付図書の別表（P12～P16 参照）に掲げる図書に準じ、変更の内容が分かるものを添付してください。

ウ 行為をしようとする者の氏名若しくは住所に変更があったときの届出

氏名等変更届出書（様式第3号（規則第4条関係）、P24 参照）

エ 届出に係る行為を取りやめたときの届出

景観計画区域内における行為の廃止届出書（様式第4号（規則第4条関係）、P25 参照）

オ 届出に係る行為を完了したときの届出

（ア）景観計画区域内における行為の完了届出書（様式第5号（規則第6条関係）、P26 参照）

（イ）添付図書

主要な視点場から行為の完了後の景観が確認できる写真

（5）届出後の流れ

ア 審査

届出に対して各景観形成基準（P8 参照）に基づき審査を行います。

イ 審査済みの通知（着手制限の解除）

各景観形成基準（P8 参照）に照らし、良好な景観の形成に支障を及ぼす恐れがない場合は、審査済通知書を送付します。

本通知を受理すれば、届出から30日を経ているなくても、行為に着手できます。

ウ 勧告

P3 及び P4 に掲げる全ての行為を対象とします。

各景観形成基準に適合しない場合は、基準に従うよう勧告を行うことがあります。

勧告に従わない場合は、変更命令又は氏名等を公表することがあります。

エ 変更命令

P3 及び P4 に掲げる行為のうち、建築物及び工作物の形態、意匠、及び色彩を対象とします。

各景観形成基準を満たさないことにより、周辺の景観に著しい支障を及ぼす場合は、設計変更等を命令する場合があります。

変更命令に従わない場合は、景観法の罰則の対象となります。

4 事前協議

届出行為のうち特に規模の大きい行為については、事前協議が必要となります。

（1）事前協議が必要となる対象行為及び規模

ア 景観計画区域（景観形成重点地域を除く）

P3 に掲げる事前協議を要する規模を参照してください。

イ 景観形成重点地域

P4 に掲げる事前協議を要する規模を参照してください。

（2）事前協議の協議先

届出書の提出先（P8 参照）と同じ地方振興局と協議してください。

(3) 事前協議の時期

行為を行う60日前(届出の30日前)までに行ってください。

(4) 提出部数

正本1部及び副本1部の計2部を提出してください。

ただし、行為の場所が複数の地方振興局の所管する地域に及ぶ場合、従たる地方振興局の数の部数を加えて提出してください。

(5) 事前協議に係る書類

ア 景観計画区域内における行為の事前協議書(様式第1号(要綱第5条関係)P32～P35参照)

イ 添付図書

(ア) 同意書及び委任状

景観計画区域内における行為の届出書の正本に添付してください。

① 地方振興局が行為地の市町村へ意見照会することに対する同意書(様式第2号(要綱第5条関係)、P36参照)

② 届出者が届出に関する業務を委任する場合の委任状(参考様式(要綱第5条関係、P37参照))

(イ) 行為の届出等に係る書類の当初届出の別表(P12～P16)に掲げる図書

(ウ) 行為の設計又は施行方法が完全に確定しておらず(イ)の図書を添付できない場合

当該図書に準じた建築計画若しくは建築物又は工作物の概要を記載した図書、及び景観影響調査書(P29～P31)とすることができます。

別表

行為の種類	図書の種類	明示すべき事項	縮尺（※1）及び備考
1 建築物の建築等又は工作物の建設等（法第16条第1項第1号に掲げる行為又は同項第2号に掲げる行為）	(1) 付近見取図（省令第1条第2項第1号イに掲げる図書をいう。）	ア 方位及び縮尺 イ 道路 ウ 目標となる地物 エ 行為の場所 オ 現況写真の撮影位置及び方向、行為完了後の予測の視点場の位置及び方向	縮尺 1/2,500 以上
	(2) 現況写真（省令第1条第2項第1号ロに掲げる図書をいう。）	行為の場所及び付近の現況	カラー写真とする。
	(3) 配置図（省令第1条第2項第1号ハ及び条例第9条第1号又は同条第2号に掲げる図書をいう。）	ア 方位、縮尺及び寸法 イ 敷地の境界線 ウ 地形及び標高 エ 敷地内の届出に係る建築物又は工作物及び既存建築物又は既存工作物の位置 オ 敷地に接する道路の位置及び幅員 カ 付近の土地利用並びに建築物及び工作物の現況 キ 樹木等の位置、種類、高さ及び本数（既存樹木等と新たに植栽する樹木等を区分すること。） ク 張り芝等の位置 ケ 外構施設の位置及び材料（エに該当するものを除く。） コ 現況写真の撮影及び行為完了後の予測の視点場の位置及び方向 サ 敷地面積及び計算式（法第16条第1項第1号に掲げる行為に限る） シ 建築面積又は築造面積並びに計算式	縮尺 1/100 以上

行為の種類	図書の種類	明示すべき事項	縮尺（※1）及び備考
	(4) 立面図（省令第1条第2項第1号二に掲げる図書をいう。）	ア 縮尺及び寸法 イ 開口部、附属設備、軒等の位置及び形状 ウ 外壁及び屋根の材料及び色彩（日本工業規格 Z8721に定める色相、明度及び彩度の三属性の値（以下「マンセル値」という。）。 エ 外観の変更に係る面積及び計算式（外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る行為に限る）	縮尺 1/50 以上。 移転又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更の場合にあっては、カラー写真に代えることができる。
	(5) 各階平面図（※2）（条例第9条第1号に掲げる図書をいう。）	ア 方位、縮尺及び寸法 イ 開口部の位置 ウ 各室の用途 エ 延べ面積及び計算式	縮尺 1/200 以上
	(6) 景観影響調査（※3）書（P29～P31参照。省令第1条第2項第1号ロ及び同条同項第3号に掲げる図書をいう。）	ア 景観の現況に関する調査結果 イ 行為完了後の予測 ウ 行為完了後の評価	イに掲げる予測の方法うち、フォトモンタージュに用いる写真はカラー写真とする。
2 開発行為（法第16条第1項第3号に掲げる都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為）	(1) 付近見取図（省令第1条第2項第2号イに掲げる図書をいう。）	ア 方位及び縮尺 イ 道路 ウ 目標となる地物 エ 行為の場所 オ 現況写真の撮影の位置及び方向	縮尺 1/2,500 以上
	(2) 現況写真（省令第1条第2項第2号ロに掲げる図書をいう。）	行為の場所及び付近の現況	カラー写真とする。
	(3) 計画図（省令第1条第2項第2号ハに掲げる図書をいう。）	ア 方位及び縮尺 イ 行為の場所の境界線 ウ 行為後の地形及び標高 エ 行為後の法面及び擁壁その他の構造物の位置、種類、規模及び外観	縮尺 1/100 以上

行為の種類	図書の種類	明示すべき事項	縮尺（※1）及び備考
		オ 行為後の土地利用及び緑化の方法 カ 行為の前後における地盤面及び擁壁その他の構造物の断面及びその位置 サ 開発面積及び計算式	
	(4) 現況図（省令第1条第2項第2号イに掲げる図書をいう。）	ア 方位及び縮尺 イ 行為の場所の境界線 ウ 地形及び標高 エ 行為の場所及び付近の土地利用の現況 オ 行為の場所に接する道路の位置及び幅員 カ 現況写真の撮影の位置及び方向	縮尺 1/2,500 以上
3 土地の形質の変更（条例第7条第1号に掲げる行為）及び水面の埋立て又は干拓（条例第7条第4号に掲げる行為）	(1) 付近見取図（規則第3条第2項第1号アに掲げる図書をいう。）	ア 方位及び縮尺 イ 道路 ウ 目標となる地物 エ 行為の場所 オ 現況写真の撮影の位置及び方向	縮尺 1/2,500 以上
	(2) 現況写真（規則第3条第2項第1号イに掲げる図書をいう。）	行為の場所及び付近の現況	カラー写真とする。
	(3) 計画図（規則第3条第2項第1号ウに掲げる図書をいう。）	ア 方位及び縮尺 イ 行為の場所の境界線 ウ 行為後の地形及び標高 エ 行為後の法面及び擁壁その他の構造物の位置、種類、規模及び外観 オ 行為後の土地利用及び緑化の方法 カ 行為中の遮へい物の位置、種類、構造、規模及び色彩（マンセル値。鉱物の採掘又は土石の採取に限る。）	縮尺 1/2,500 以上

行為の種類	図書の種類	明示すべき事項	縮尺（※1）及び備考
		キ 行為の前後における地盤面及び擁壁その他の構造物の断面及びその位置 ク 敷地面積及び計算式	
	(4) 現況図（規則第3条第2項第1号アに掲げる図書をいう。）	ア 方位及び縮尺 イ 行為の場所の境界線 ウ 地形及び標高 エ 行為の場所及び付近の土地利用の現況 オ 行為の場所に接する道路の位置及び幅員 カ 現況写真の撮影の位置及び方向	縮尺 1/2,500 以上
4 木竹の伐採（条例第7条第2号に掲げる行為）	(1) 付近見取図（規則第3条第2項第2号アに掲げる図書をいう。）	ア 方位及び縮尺 イ 道路 ウ 目標となる地物 エ 行為の場所 オ 現況写真の撮影の位置及び方向	縮尺 1/2,500 以上
	(2) 現況写真（規則第3条第2項第2号イに掲げる図書をいう。）	行為の場所及び付近の現況	カラー写真とする。
	(3) 現況図（規則第3条第2項第2号アに掲げる図書をいう。）	ア 方位及び縮尺 イ 行為の場所の境界線 ウ 地形及び標高 エ 行為の場所及び付近の土地利用の現況 オ 行為の場所に接する道路の位置及び幅員 カ 伐採する木竹の位置、種類及び高さ キ 現況写真の撮影の位置及び方向 ク 伐採面積及び計算式	縮尺 1/2,500 以上

行為の種類	図書の種類	明示すべき事項	縮尺（※1）及び備考
5 物件の堆積（条例第7条第3号に掲げる行為）	(1) 付近見取図（規則第3条第2項第3号アに掲げる図書をいう。）	ア 方位及び縮尺 イ 道路 ウ 目標となる地物 エ 行為の場所 オ 現況写真の撮影の位置及び方向	縮尺 1/2,500 以上
	(2) 現況写真（規則第3条第2項第3号イに掲げる図書をいう。）	行為の場所及び付近の現況	カラー写真とする。
	(3) 配置図（規則第3条第2項第3号ウに掲げる図書をいう。）	ア 方位、縮尺及び寸法 イ 行為の場所の境界線 ウ 地形及び標高 エ 堆積しようとする物件の位置及び種類 オ 遮へい物の位置、種類、構造及び規模 カ 行為の場所に接する道路の位置及び幅員 キ 写真の撮影の位置及び方向 ク 敷地面積及び計算式	縮尺 1/100 以上
	(4) 立面図（規則第3条第2項第3号エに掲げる図書をいう。）	ア 縮尺及び寸法 イ 堆積しようとする物件の種類及び形状 ウ 遮へい物の種類、形状及び色彩（マンセル値）	縮尺 1/50 以上。 遮へい物がある場合は堆積しようとする物件との位置関係を明示すること。

※1 行為の規模が大きく、当該縮尺では適切に表示できない場合には、あらかじめ所管する地方振興局と相談願います。

※2 各階平面図は、行為の種類が建築物の建築等について添付が必要です。

※3 景観影響調査

1 景観影響調査の対象行為及び規模

事前協議の対象となる行為については景観影響調査を行ってください。
規模については P3 及び P4 を参照してください。

2 景観影響調査の方法

景観影響調査の実施を求める場合において明らかにすべき景観影響調査の方法は、次のとおりとします。

(1) 景観の現況に関する調査の方法

ア 行為地周辺の景観を形成する自然要素、生活要素、歴史要素等の地域特性を調査してください。

イ 地域の景観を特徴付けている要素を抽出し、景観を構造的に把握してください。

ウ 地域の景観構造の把握を基に、行為による景観形成の目標を遠景、中景、近景、近接景等の視点から設定してください。

(2) 届出に係る行為の完了後の景観に関する予測の方法

行為の完了後に予想される景観を視覚的に確認するため、行為の特性に応じて最も適した方法により景観シミュレーションを実施してください。

ア 透視図（パース）

イ 模型

ウ フォトモンタージュ

エ コンピュータ・グラフィックス

(3) 届出に係る行為の完了後の景観に関する評価の方法

(1)、(2)による景観の現況調査と行為完了後の景観の予測の結果に基づき、行為の地域の景観形成に及ぼす影響を合理的、総合的に評価してください。

ア 景観シミュレーションによる行為の完了後の景観が景観形成の目標に合致しているのか確認してください。

イ 景観シミュレーションによる行為の完了後の景観が周辺の地域の景観と調和しているのか、景観計画区域（景観形成重点地域を除く）又は、景観形成重点地域における各景観形成基準に基づき確認してください。

5 届出様式

様式第1号（第3条関係）

（表）

景観計画区域内における行為の届出書

年 月 日

福島県知事

住 所
届出者（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏 名 ⑩
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

景観法第16条第1項の規定により、景観計画区域内における行為について、次のとおり届け出ます。

行為の種類	(1) 建築物の建築等	用途 ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更（修繕・模様替・色彩の変更）
	(2) 工作物の建設等	種類 ア 新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更（修繕・模様替・色彩の変更）
	(3) 開発行為	
	(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	
	(5) 木竹の伐採	
	(6) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	
	(7) 水面の埋立て又は干拓	
行為の場所		
行為の着手予定日	年 月 日	
行為の完了予定日	年 月 日	
備 考		
※ 受付日	年 月 日	
※ 届出番号	第 号	

(裏)

行為の設計又は施行方法	建築物の建築等		届出部分	既存部分	合計
		敷地面積	m ²	m ²	m ²
		建築面積	m ²	m ²	m ²
		延べ面積	m ²	m ²	m ²
		高さ	m	m	
		外観の変更面積	m ²	m ²	m ²
		構造及び階数	造 階建		
			屋 根	外 壁	
		外観の仕上げ材料	()	()	
		色 彩	()	()	
		形態及び意匠			
		敷地の緑化の方法			
		工作物の建設等		届出部分	既存部分
	築造面積		m ²	m ²	m ²
	高さ		() m	() m	
	外観の変更面積		m ²	m ²	m ²
	構造(形態及び意匠を含む。)				
	色 彩		()		
	敷地の緑化の方法				
	開発行為、土地の開墾その他の土地の形態の変更(土石の採取又は鉱物の掘採を除く。)、水面の埋立て又は干拓		面 積	法面の高さ及び延長	
			m ²	高さ m	延長 m
		変更後の土地の形状及び緑化の方法			
		変更後の法面の外観			
			面 積	法面の高さ及び延長	
	土石の採取又は鉱物の掘採		m ²	高さ m	延長 m
		跡地の形状			
		跡地の緑化の方法			
		遮へいの方法			
			伐採種別	樹 種	伐採面積
	木竹の伐採			m ²	m
		跡地の緑化の方法			
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		種 別	面 積	高 さ
			m ²	m	
堆積の方法					
遮へいの方法					
その他参考となる事項(景観形成上配慮した事項等)					

備考

- 1 行為の種類に応じた景観法施行規則第1条第2項各号、福島県景観条例第9条各号及び福島県景観条例施行規則第3条第2項各号に掲げる図書を添付すること。
- 2 「行為の種類」の欄は、該当する番号及び記号を○で囲むこと。また、建築物の建築等にあつては建築物の用途（例 住宅、マンション、商店、工場、商業ビル等）、工作物の建設等にあつては工作物の種類（例 煙突、高架水槽、アスファルトプラント等）を記入すること。
- 3 「行為の着手予定日」とは、請負契約、資材搬入等の準備行為は含まず、現実に工事等に着手する日をいう。
- 4 「備考」の欄には、法令による地域、地区等の指定状況及び届出に係る行為が行政庁の許可、認可等を必要とするときはその旨を記入すること。
- 5 「建築物の建築等」の欄には、届出に係る建築物が2以上ある場合は、「敷地面積」の欄及び「敷地の緑化の方法」の欄のみを記入し、建築物ごとに付表1「建築物別の設計又は施行方法」に必要な事項を記載して添付すること。
- 6 「工作物の建設等」の欄には、届出に係る工作物が2以上ある場合は、それぞれの工作物の建設等の面積の合計及び敷地の緑化の方法のみを記入し、工作物ごとに付表2「工作物別の設計又は施行方法」に必要な事項を記載して添付すること。
- 7 「外観の変更面積」の欄には、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る部分の面積を記入すること。
- 8 「外観の仕上げ材料」の欄には、表面仕上げの材料名をできるだけ詳しく記入すること。（例 日本がわら、波型スレート、小ロタイル、ガラス等）
- 9 「色彩」の欄には、色調及びマンセル値（表色系）を記入すること。（例 濃い茶色（5 Y R 3 / 3）、薄い灰色（N 8）、淡い緑色（1 0 G 6 / 2））
なお、複数の色彩を使用する場合は、「色彩」の欄に「別紙のとおり」と記入し、立面図に各色彩を使用する部分（屋根面サイン又は外壁サインを含む。）にその色調及びマンセル値（表色系）を明示すること。
- 10 「外観の仕上げ材料」の欄及び「色彩」の欄の（ ）内には、既存部分の状況を記入すること。
- 11 建築物と一体となって設置される工作物については、「高さ」の欄の（ ）内に、地盤面から当該工作物の上端までの高さを記入すること。
- 12 木材の伐採の「伐採種別」の欄には、皆伐又は択伐の別を記入すること。
- 13 「その他参考となる事項」の欄には、景観形成上配慮した事項等について次のように記入すること。
例 ・ 背景となる山並みに溶け込む色彩とし、建築物の高さを周囲の樹木の高さより低く抑えた。
・ 周囲の自然景観との調和を保つため、木竹の伐採は極力避け、さらに、建築物の周囲には、植栽を施した。
- 14 各欄内に記入しきれない場合は、添付する図面等に記入すること。
- 15 ※印の欄は、記入しないこと。
- 16 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いること。

付表 1

建築物別の設計又は施行方法

建築物の建築等 (名称：)		届出部分	既存部分	合 計
	建 築 面 積	m ²	m ²	m ²
	延 べ 面 積	m ²	m ²	m ²
	高 さ	m	m	
	外観の変更面積	m ²	m ²	m ²
	構造及び階数	造 階建		
		屋 根	外 壁	
	外壁の仕上げ材料	()	()	
	色 彩	()	()	
	形態及び意匠			
建築物の建築等 (名称：)		届出部分	既存部分	合 計
	建 築 面 積	m ²	m ²	m ²
	延 べ 面 積	m ²	m ²	m ²
	高 さ	m	m	
	外観の変更面積	m ²	m ²	m ²
	構造及び階数	造 階建		
		屋 根	外 壁	
	外壁の仕上げ材料	()	()	
	色 彩	()	()	
	形態及び意匠			
建築物の建築等 (名称：)		届出部分	既存部分	合 計
	建 築 面 積	m ²	m ²	m ²
	延 べ 面 積	m ²	m ²	m ²
	高 さ	m	m	
	外観の変更面積	m ²	m ²	m ²
	構造及び階数	造 階建		
		屋 根	外 壁	
	外壁の仕上げ材料	()	()	
	色 彩	()	()	
	形態及び意匠			
建築物の建築等 (名称：)		届出部分	既存部分	合 計
	建 築 面 積	m ²	m ²	m ²
	延 べ 面 積	m ²	m ²	m ²
	高 さ	m	m	
	外観の変更面積	m ²	m ²	m ²
	構造及び階数	造 階建		
		屋 根	外 壁	
	外壁の仕上げ材料	()	()	
	色 彩	()	()	
	形態及び意匠			
建築物の建築等 (名称：)		届出部分	既存部分	合 計
	建 築 面 積	m ²	m ²	m ²
	延 べ 面 積	m ²	m ²	m ²
	高 さ	m	m	
	外観の変更面積	m ²	m ²	m ²
	構造及び階数	造 階建		
		屋 根	外 壁	
	外壁の仕上げ材料	()	()	
	色 彩	()	()	
	形態及び意匠			

付表 2

工作物別の設計又は施行方法

工作物の建設等 (名称:)		届出部分	既存部分	合 計
	築 造 面 積	m ²	m ²	m ²
	高 さ	() m	() m	
	外 観 の 変 更 面 積	m ²	m ²	m ²
	構造 (形態及び意匠を含む。)			
工作物の建設等 (名称:)	色 彩	()		
		届出部分	既存部分	合 計
	築 造 面 積	m ²	m ²	m ²
	高 さ	() m	() m	
	外 観 の 変 更 面 積	m ²	m ²	m ²
工作物の建設等 (名称:)	構造 (形態及び意匠を含む。)			
	色 彩	()		
		届出部分	既存部分	合 計
	築 造 面 積	m ²	m ²	m ²
	高 さ	() m	() m	
工作物の建設等 (名称:)	外 観 の 変 更 面 積	m ²	m ²	m ²
	構造 (形態及び意匠を含む。)			
	色 彩	()		
		届出部分	既存部分	合 計
	築 造 面 積	m ²	m ²	m ²
工作物の建設等 (名称:)	高 さ	() m	() m	
	外 観 の 変 更 面 積	m ²	m ²	m ²
	構造 (形態及び意匠を含む。)			
	色 彩	()		
		届出部分	既存部分	合 計
工作物の建設等 (名称:)	築 造 面 積	m ²	m ²	m ²
	高 さ	() m	() m	
	外 観 の 変 更 面 積	m ²	m ²	m ²
	構造 (形態及び意匠を含む。)			
	色 彩	()		
工作物の建設等 (名称:)		届出部分	既存部分	合 計
	築 造 面 積	m ²	m ²	m ²
	高 さ	() m	() m	
	外 観 の 変 更 面 積	m ²	m ²	m ²
	構造 (形態及び意匠を含む。)			
工作物の建設等 (名称:)	色 彩	()		
		届出部分	既存部分	合 計
	築 造 面 積	m ²	m ²	m ²
	高 さ	() m	() m	
	外 観 の 変 更 面 積	m ²	m ²	m ²
工作物の建設等 (名称:)	構造 (形態及び意匠を含む。)			
	色 彩	()		

様式第2号（第4条関係）

景観計画区域内における行為の変更届出書

年 月 日

福島県知事

住 所
届出者（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏 名 ⑩
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

景観法第16条第2項の規定により、景観計画区域内における行為の変更について、次のとおり届け出ます。

行為の届出日	年 月 日	
行為の種類	(1) 建築物の建築等	ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更（修繕・模様替・色彩の変更）
	(2) 工作物の建設等	ア 新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更（修繕・模様替・色彩の変更）
	(3) 開発行為	
	(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	
	(5) 木竹の伐採	
	(6) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	
	(7) 水面の埋立て又は干拓	
行為の場所		
変更内容	変 更 前	変 更 後
行為の設計又は 施行方法		
備 考		
※ 受付日	年 月 日	

備考

- 1 景観計画区域内における行為の届出に係る添付図書に準じて、当該行為の変更の内容を示す図書を添付すること。
- 2 「行為の種類」の欄は、該当する番号及び記号を○で囲むこと。
- 3 ※の欄は、記入しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いること。

様式第3号（第4条関係）

氏名等変更届出書

年 月 日

福島県知事

住 所
届出者（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏 名 ⑩
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

福島県景観条例第11条第2項の規定により、氏名等の変更について、次のとおり届け出ます。

行為の届出日	年 月 日	
行為の種類	(1) 建築物の建築等	ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更（修繕・模様替・色彩の変更）
	(2) 工作物の建設等	ア 新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更（修繕・模様替・色彩の変更）
	(3) 開発行為	
	(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	
	(5) 木竹の伐採	
	(6) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	
	(7) 水面の埋立て又は干拓	
行為の場所		
変更内容	変 更 前	変 更 後
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）		
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）		
備 考		
※ 受付日	年 月 日	

備考

- 1 「行為の種類」の欄は、該当する番号及び記号を○で囲むこと。
- 2 ※の欄は、記入しないこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いること。

様式第4号（第4条関係）

景観計画区域内における行為の廃止届出書

年 月 日

福島県知事

住 所
届出者（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏 名 ⑩
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

福島県景観条例第11条第2項の規定により、景観計画区域内における行為の廃止について、次のとおり届け出ます。

行為の届出日	年 月 日	
行為の種類	(1) 建築物の建築等	ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更（修繕・模様替・色彩の変更）
	(2) 工作物の建設等	ア 新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更（修繕・模様替・色彩の変更）
	(3) 開発行為	
	(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	
	(5) 木竹の伐採	
	(6) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	
	(7) 水面の埋立て又は干拓	
行為の場所		
行為の廃止日	年 月 日	
備 考		
※ 受付日	年 月 日	

備考

- 1 「行為の種類」の欄は、該当する番号及び記号を○で囲むこと。
- 2 ※の欄は、記入しないこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いること。

様式第5号（第6条関係）

景観計画区域内における行為の完了届出書

年 月 日

福島県知事

住 所
届出者（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏 名 ⑩
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

福島県景観条例第16条の規定により、景観計画区域内における行為の完了について、次のとおり届け出ます。

行為の届出日	年 月 日	
行為の種類	(1) 建築物の建築等	ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更（修繕・模様替・色彩の変更）
	(2) 工作物の建設等	ア 新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更（修繕・模様替・色彩の変更）
	(3) 開発行為	
	(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	
	(5) 木竹の伐採	
	(6) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	
	(7) 水面の埋立て又は干拓	
行為の場所		
行為の完了日	年 月 日	
備 考		
※ 受付日	年 月 日	

備考

- 1 「行為の種類」の欄は、該当する番号及び記号を○で囲むこと。
- 2 ※の欄は、記入しないこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いること。

同 意 書

福島県知事

景観法第16条第1項（第2項）に基づく下記届出に関して、貴職が当該届出行為の存する市町村へ意見照会することに同意します。

記

地域の名称	(1) 景観計画区域（景観形成重点地域を除く） (2) 磐梯山・猪苗代湖周辺景観形成重点地域	
行為の種類	(1) 建築物の 建築等	用途
		ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更（修繕・模様替・色彩の変更）
	(2) 工作物の 建設等	種類
		ア 新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更（修繕・模様替・色彩の変更）
	(3) 開発行為	
	(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の堀採その他の土地の形質の変更	
	(5) 木竹の伐採	
	(6) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	
(7) 水面の埋め立て又は干拓		
行為の場所		

年 月 日

住 所

届出者（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名 ㊟

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

委任状

代理人

氏名

住所

連絡先

TEL

私は、上記の者を代理人と定め、下記の業務に関する一切の権限を委任します。

記

業務名

(行為の場所) _____ における

(行為の名称) _____ に関する

- ・福島県景観計画に係る景観法第16条の規定に基づく届出に関する業務
- ・その他これに付随する業務

平成 年 月 日

委任者

住所

氏名

印

(2) 行為地の景観を特徴づけている要素の抽出及び景観の構造的な把握

(福島県景観計画別表3又は4の各景観形成基準の基本事項)

景観を特徴づけている要素	
景観形成の課題 (行為が周辺地域に与える社会的、視覚的影響)	
景観形成の目標・方向性の設定	

(3) 行為地の景観形成の目標設定 (福島県景観計画別表3又は4の各景観形成基準の基本事項)

位 置	1. 景観要素の眺望の妨げとしない 2. 景観要素に対し突出させない 3. 景観要素に対し遮へいする 4. 周囲に調和させる位置とする 5. 特に不要(基準による) 6. その他()
規 模	1. 分節化する 2. 分棟化する 3. 高さを突出させない 4. 特に不要(基準による) 5. その他()
形 態	1. すっきりさせる 2. 周囲と調和させる 3. 特に不要(基準による) 4. その他()
意 匠	1. 行為地内にまとめる 2. 単調としない 3. 周囲と調和させる 4. 特に不要(基準による) 5. その他()
色 彩	1. 地域の基調色とする 2. 周囲と調和させる 3. 行為地内にまとめる 4. 特に不要(基準による) 5. その他()
素 材	1. 周囲に調和する素材とする 2. 反射性の高い素材を使用しない 3. 地域素材を使用する 4. 特に不要(基準による) 5. その他()
緑 化	1. 周囲を緑化する 2. 全面遮へいする 3. 一部遮へいする 4. 法面等緑化する 5. 特に不要(基準による) 6. その他()
電 線 類 (行為地内)	1. 地中化する 2. 目立たない位置とする 3. 特に不要(基準による) 4. その他()

(4) 視点場の設定 (福島県景観計画別表3又は4の各景観形成基準の共通事項)

視点の距離帯	視点上のポイント	想定される視点場及び目標 (配慮内容)
遠 景	稜線 シルエット 植生 地域における視認可能な範囲	
中 景	施設のボリューム 施設の位置 スカイライン 壁面線の位置 屋根の色彩	
近 景	敷地境界 (際) 壁面線の構成 壁面の色彩 (中高層部) 植栽の位置 サイン	
近 接 景	建築物の部分 ディテール 壁面の色彩 (低層部) テクスチャー 素材 サイン 屋外照明	

2 届出に係る行為の完了後の景観に関する予測結果

実施した景観シミュレーションを添付してください。

3 届出に係る行為の完了後の景観に関する評価結果

景観シミュレーションによる景観に関する予測結果と設定した目標との整合性	
景観シミュレーションによる景観に関する予測結果と周辺景観との調和 (各景観形成基準に照らした総合的な判断)	
その他特筆すべき評価結果	

様式第1号（第5条関係）

景観計画区域内における行為の事前協議書

年 月 日

福島県 地方振興局長

住 所
 協議者 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
 氏 名 (印)
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号

景観法及び福島県景観条例に基づく届出事前指導要綱第3条第1項の規定により、景観計画区域内における行為について、次のとおり協議します。

地域の名称	(1) 景観計画区域（景観形成重点地域を除く） (2) 磐梯山・猪苗代湖周辺景観形成重点地域				
行為の種類	(1) 建築物の建築等	用途 ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更（修繕・模様替・色彩の変更）			
	(2) 工作物の建設等	種類 ア 新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更（修繕・模様替・色彩の変更）			
行為の場所					
行為の着手予定日	年 月 日				
行為の完了予定日	年 月 日				
行為の設計又は施行方法	建築物の建築等		届出部分	既存部分	合計
		敷地面積	m ²	m ²	m ²
		建築面積	m ²	m ²	m ²
		延べ面積	m ²	m ²	m ²
		高さ	m	m	
	建築物の建築等	外観の変更面積	m ²	m ²	m ²
		構造及び階数	造 階建		
		外観の仕上げ材料	屋 根	外 壁	
		色 彩	()	()	
		形態及び意匠	()	()	
	工作物の建設等	敷地の緑化の方法			
			届出部分	既存部分	合計
		築造面積	m ²	m ²	m ²
		高さ	() m	() m	
		外観の変更面積	m ²	m ²	m ²
備 考	構造(形態及び意匠を含む。)				
	色 彩	()			
	敷地の緑化の方法				
※ 受付日	年 月 日				

備考

- 1 行為の種類に応じた景観法及び福島県景観条例に基づく届出事前指導要綱第5条に掲げる図書を添付すること。
- 2 「地域の名称」の欄は、該当する番号を○で囲むこと。
- 3 「行為の種類」の欄は、該当する番号及び記号を○で囲むこと。また、建築物の建築等にあつては建築物の用途（例 住宅、マンション、商店、工場、商業ビル等）、工作物の建設等にあつては工作物の種類（例 煙突、高架水槽、アスファルトプラント等）を記入すること。
- 4 「行為の着手予定日」とは、請負契約、資材搬入等の準備行為は含まず、現実に工事等に着手する日をいう。
- 5 「備考」の欄には、法令による地域、地区等の指定状況及び届出に係る行為が行政庁の許可、認可等を必要とするときはその旨を記入すること。
- 6 「建築物の建築等」の欄には、届出に係る建築物が2以上ある場合は、「敷地面積」の欄及び「敷地の緑化の方法」の欄のみを記入し、建築物ごとに付表1「建築物別の設計又は施行方法」に必要な事項を記載して添付すること。
- 7 「工作物の建設等」の欄には、届出に係る工作物が2以上ある場合は、それぞれの工作物の建設等の面積の合計及び敷地の緑化の方法のみを記入し、工作物ごとに付表2「工作物別の設計又は施行方法」に必要な事項を記載して添付すること。
- 8 「外観の変更面積」の欄には、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る部分の面積を記入すること。
- 9 「外観の仕上げ材料」の欄には、表面仕上げの材料名をできるだけ詳しく記入すること。（例 日本がわら、波型スレート、小口タイル、ガラス等）
- 10 「色彩」の欄には、色調及びマンセル値（表色系）を記入すること。（例 濃い茶色（5 Y R 3 / 3）、薄い灰色（N 8）、淡い緑色（1 0 G 6 / 2））
なお、複数の色彩を使用する場合は、「色彩」の欄に「別紙のとおり」と記入し、立面図に各色彩を使用する部分（屋根面サイン又は外壁サインを含む。）にその色調及びマンセル値（表色系）を明示すること。
- 11 「外観の仕上げ材料」の欄及び「色彩」の欄の（ ）内には、既存部分の状況を記入すること。
- 12 建築物と一体となって設置される工作物については、「高さ」の欄の（ ）内に、地盤面から当該工作物の上端までの高さを記入すること。
- 13 各欄内に記入しきれない場合は、添付する図面等に記入すること。
- 14 ※印の欄は、記入しないこと。
- 15 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いること。

付表 1

建築物別の設計又は施行方法

建築物の建築等 (名称：)		届出部分	既存部分	合 計
	建 築 面 積	m ²	m ²	m ²
	延 べ 面 積	m ²	m ²	m ²
	高 さ	m	m	
	外観の変更面積	m ²	m ²	m ²
	構造及び階数	造 階建		
		屋 根	外 壁	
	外壁の仕上げ材料	()	()	
	色 彩	()	()	
	形態及び意匠			
建築物の建築等 (名称：)		届出部分	既存部分	合 計
	建 築 面 積	m ²	m ²	m ²
	延 べ 面 積	m ²	m ²	m ²
	高 さ	m	m	
	外観の変更面積	m ²	m ²	m ²
	構造及び階数	造 階建		
		屋 根	外 壁	
	外壁の仕上げ材料	()	()	
	色 彩	()	()	
	形態及び意匠			
建築物の建築等 (名称：)		届出部分	既存部分	合 計
	建 築 面 積	m ²	m ²	m ²
	延 べ 面 積	m ²	m ²	m ²
	高 さ	m	m	
	外観の変更面積	m ²	m ²	m ²
	構造及び階数	造 階建		
		屋 根	外 壁	
	外壁の仕上げ材料	()	()	
	色 彩	()	()	
	形態及び意匠			
建築物の建築等 (名称：)		届出部分	既存部分	合 計
	建 築 面 積	m ²	m ²	m ²
	延 べ 面 積	m ²	m ²	m ²
	高 さ	m	m	
	外観の変更面積	m ²	m ²	m ²
	構造及び階数	造 階建		
		屋 根	外 壁	
	外壁の仕上げ材料	()	()	
	色 彩	()	()	
	形態及び意匠			

付表2

工作物別の設計又は施行方法

工作物の建設等 (名称：)		届出部分	既存部分	合 計
	築 造 面 積	m ²	m ²	m ²
	高 さ	() m	() m	
	外観の変更面積	m ²	m ²	m ²
	構造（形態及び意匠を含む。）			
色 彩	()			
工作物の建設等 (名称：)		届出部分	既存部分	合 計
	築 造 面 積	m ²	m ²	m ²
	高 さ	() m	() m	
	外観の変更面積	m ²	m ²	m ²
	構造（形態及び意匠を含む。）			
色 彩	()			
工作物の建設等 (名称：)		届出部分	既存部分	合 計
	築 造 面 積	m ²	m ²	m ²
	高 さ	() m	() m	
	外観の変更面積	m ²	m ²	m ²
	構造（形態及び意匠を含む。）			
色 彩	()			
工作物の建設等 (名称：)		届出部分	既存部分	合 計
	築 造 面 積	m ²	m ²	m ²
	高 さ	() m	() m	
	外観の変更面積	m ²	m ²	m ²
	構造（形態及び意匠を含む。）			
色 彩	()			
工作物の建設等 (名称：)		届出部分	既存部分	合 計
	築 造 面 積	m ²	m ²	m ²
	高 さ	() m	() m	
	外観の変更面積	m ²	m ²	m ²
	構造（形態及び意匠を含む。）			
色 彩	()			
工作物の建設等 (名称：)		届出部分	既存部分	合 計
	築 造 面 積	m ²	m ²	m ²
	高 さ	() m	() m	
	外観の変更面積	m ²	m ²	m ²
	構造（形態及び意匠を含む。）			
色 彩	()			

同意書

福島県 地方振興局長

景観法及び福島県景観条例に基づく届出事前指導要綱第3条第1項の規定に基づく下記協議に関して、貴職が当該協議を要する行為の存する市町村へ意見照会することに同意します。

記

地域の名称	(1) 景観計画区域（景観形成重点地域を除く） (2) 磐梯山・猪苗代湖周辺景観形成重点地域	
行為の種類	(1) 建築物の 建築等	用途
		ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更（修繕・模様替・色彩の変更）
	(2) 工作物の 建設等	種類
		ア 新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更（修繕・模様替・色彩の変更）
行為の場所		

年 月 日

住 所

届出者 （法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名 ⑩

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

委任状

代理人

氏名

住所

連絡先

TEL

私は、上記の者を代理人と定め、下記の業務に関する一切の権限を委任します。

記

業務名

(行為の場所) _____ における

(行為の名称) _____ に関する

- ・ 景観法及び福島県景観条例に基づく届出事前指導要綱第3条の規定に基づく協議に関する業務
- ・ その他これに付随する業務

平成 年 月 日

委任者

住所

氏名

Ⓜ